給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１４１号

東京都江東区枝川２―28―10―503

再生債務者　川本　伸児

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月９日まで

平成24年４月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号

大阪府貝塚市久保358番地９

再生債務者　伊達　洋一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月18日まで

平成24年４月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

静岡県浜松市中区布橋３丁目７番39号

再生債務者　稲木　洋一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月19日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再ロ）第１０１１１号

東京都墨田区押上２－１－１－603

再生債務者　鈴木　幹夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号

鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地４　グリーンビレッジ１―103号

再生債務者　中村　圭介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月19日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成24年３月30日

厚生労働省共済組合代表者

厚生労働大臣　小宮山洋子

第32条第１項の表中「$\frac{36.00}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{33.33}{1,000}$」を「$\frac{40.28}{1,000}$」に、「$\frac{72.00}{1,000}$」を「$\frac{87.00}{1,000}$」に、「$\frac{4.66}{1,000}$」を「$\frac{5.69}{1,000}$」に、「$\frac{9.32}{1,000}$」を「$\frac{11.38}{1,000}$」に、「$\frac{38.67}{1,000}$」を「$\frac{46.72}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{36.00}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{38.67}{1,000}$」を「$\frac{46.72}{1,000}$」に、「$\frac{4.66}{1,000}$」を「$\frac{5.69}{1,000}$」に改める。

別表の支部所在地の項中「熊本県熊本市春日」を「熊本県熊本市西区春日」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部（平成二十四年七月一日を効力発生日とする乙からの東北ミサワホーム株式会社への吸収分割実施後も存続する、賃貸管理業に関する権利義務）を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

合併の効力発生日は平成二十四年七月一日であり、十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月四日

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

平成二十三年五月一日

宮城県仙台市宮城野区日の出町三丁目七番二三号

（甲）ミサワホームイング東北株式会社

代表取締役　伊藤良夫

宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

（乙）ミサワホーム・アール・ディー仙台株式会社

代表取締役　大西康裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をしております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十四年五月一日

横浜市都筑区仲町台三丁目一二番一号

（甲）株式会社ソディアックス

代表取締役　藤原克英

横浜市都筑区仲町台三丁目一二番一号

（乙）株式会社ソディックプラステック

代表取締役　藤原操

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

合併の効力発生日は平成二十四年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十九日

掲載頁　第五九一号外第九十一頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十九日

掲載頁　第五九一号外第九十一頁

平成二十四年五月一日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

（甲）マーサージャパン株式会社

代表取締役　剛

東京都武蔵野市中町一丁目二番五号

（乙）横河ウオーターガニゼーション株式会社

代表取締役　工藤純子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をしております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.csol.jp/kessan/index.html

（乙）http://www.mouse.co.jp/co/index.html

平成二十四年五月一日

東京都中央区日本橋本町一丁目五番九号

（甲）株式会社ＣＩＪソリューションズ

代表取締役　松岡正治

大阪府大阪市北区中津三丁目七番三号

（乙）株式会社マウス

代表取締役　野崎義則